

第8回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成25年1月18日（金）15：00～17：10

2 場 所 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第2会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、池井副委員長、竹川委員、上田委員、福島委員、坂本委員、木下委員、今度委員（順不同） 委員出席者 8名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任

(3) 傍聴者 1名

4 議 事

(1) 協議事項

鳥取市自治基本条例の見直しについて
委員会意見書について

あいさつ

(委員長)

今日は引き続いて、住民投票の関係について意見交換をして、できたら住民投票について整理をして、危機管理についての議論も行いたいと考えている。少しピッチを上げていきたい。もうひとつの課題としては、委員会の報告書を今年度中にまとめなければいけないという課題も抱えているので、皆さんのご協力をお願いします。なお、この報告書については、のちほどご意見をいただいて、あらためて意見聴取の調書を作って、委員の皆さんの意見をまとめていく段取りを考えている。よろしくお願いします。

(委員長)

それでは、次第にしたがって議論を進めたいと思う。まず、協議事項ですが、自治基本条例の見直しの審議の中で、住民投票条例の基本的要素である永住外国人の扱いにつき、前回も議論したわけだが、これについて、昨年市議会で条例を策定され、住民投票を実施された際の、この扱いについての議会のなかでの論議があるのではないかということから、今回その辺の整理を事務局にお願いして、その整理したもので意見交換をしてはどうかというような形になっているので、その辺りの事務局のまとめについて報告していただいて、それについて意見を交換していきたいと思うのでよろしくお願いします。では事務局お願いします。

(事務局)

まずお断りをさせていただきたい。いま委員長から議会の議論の報告ということがございま

した。前回会議において、議会の議論された資料があればそれを見たいということでご指示をいただいております。議会の方に委員会の議事録はないかということで照会をしましたところ、通常では公開はしていないということで回答がありまして、もし必要であれば情報公開請求をしていただくことになるという返事を受けておりまして、今日は準備ができておりません。委員長名で請求をして取り寄せるということであれば、あらためて請求をして、各委員に別途提供させていただけたらと考えているところです。

今日の資料は、前回議論にもとづき、永住外国人とはどういうものかという資料を事務局で調べて準備させていただいたものを添付させていただいております。

資料はそういう中身になっておりますが、議会の方は議事録を請求して取り寄せるということで事務をさせていただきませんか。

(委員長)

今日は、一般的な永住外国人についての内容についてまとめていただいているので、それについて説明をしていただいて、あとで議会の論議についてはお諮りしたらと思うので、まずは、そちらの説明からお願いします。

《事務局説明》

①自治基本条例の見直しについての審議

・住民投票条例について

住民投票条例の基本的構成要素

発案権者、投票資格者の範囲について

(委員長)

それで、前回の議論を踏まえて、委員の方からまとめた考えが提出されておりますので、その説明をしていただいて、それに対してご意見があれば意見をいただけたらと思う。コメントをお願いします。

(委員)

議事録を何度も読み返して、自分なりに調べたりとか、いろいろと考えてみて、やはりおかしいのではないかと思った点について、事務局の方に意見を送らせていただいた。そのなかで、一番最初に載せている、「国政に関わったり、県政であっても国政に関わる、この前の自衛隊の基地を例に取りましたけど、そういうものについては、永住外国人の方も含めて投票することが適当なのかということもある」という意見に対しては、こういった論点で外国人籍を排除というのは筋が違うのではないかと、よく意味がわからないので納得できないなということをあらためて感じた。外国人の方に投票権を付与できないというのは、人権的な観点からも看過できないのではないかというふうに感じました。それから、前回、公職選挙法と照らし合わせてこれはつじつまが合わないのではないかという意見がありました。公職選挙法をあらためて読み返してみたのですが、公職選挙法というのは、国政や地方の参政権の選挙法でありまして、地方参政権は自治体の条例で決めるものだと思う。そのため、公職選挙法に基づかないで住民投票している自治体ももちろんあります。ですから、公職選挙法を持ちだして、外国人に投票権

を付与できないという結論を導き出すのは、これは間違っているのではないかというふうに感じました。ちょっと問い合わせてみたのですが、やはりそれはつじつまが合わない議論なのではないかという話もいただきましたので、これは別の法律の専門家の方にお聞きしたのですが、そういう結論は引き出せないというふうに言われましたので、この公職選挙法とつじつまが合わないという結論には至らないのではないかというふうに思いました。

(委員長)

前回の議事録を踏まえて、委員が疑問に思われたことをまとめていただいたものです。これについて、他の委員からご質問なりご意見なりあればどうぞ。

(委員)

前回出席できなかったので議事録で確認したのだが、それを読むと、住民投票にあたっての中核的課題が数点すでに議論されている。そういった意味で、いまのご提案の部分にも多分に触れることになると思うが、前回議論された点についての私見を少し述べさせてもらってもよいか。

全部で6～7点あったと思うが、そのなかで、ご提案のあったことに触れる部分が十分あると思う。まず、1点目だが、常設型とした場合には、どのような事項を対象として挙げるべきかという議論があったと思う。いろいろ考えてみたが、ポジティブとした場合に挙げるような例は、なかなか少なく限られるのかなと思う。例えば、市であれば合併の問題であるとか、執行部と議会の意見の対立があった場合とかである。ネガティブの場合は、こういった場合は投票に馴染みませんよということなので、住民の方にも割と見当がつきやすいのかなという気がする。そういう意味で、どちらかといえばやはりネガティブスタイルの方が分かりやすいのかなと思う。しかし、リコールであるとかは法令上認められているのだから入れなくていいのではないとか、あるいは、市の組織改正や人事は市長の裁量だから除くだとかということもある。ネガティブにしてもポジティブにしても、適当でないと認められる事項であるとか適当と認められる事項については、例えばポジティブの場合の妥当と認められる事項であるとかは、やはり、その文言を拾いきれないのではないかと、そうなってくると、ポジティブにしてもネガティブにしても誰が適当でないとする項目を判断するのかということがぐるぐる回ってくると思うので、ネガティブスタイルにして、条例が求めているところの適格性というのですかね、そこをチェックするために議会を付与するというのもひとつの方法かなということをお私考している。

2点目に、発議権者の議論をされたと思う。住民投票条例というものは、やはり、市長にしろ議会にしろ、例えば対立している案件につき、市民の総意を把握するところにこの行為の狙いがあると思うので、市民に発議権を認めるのは当然であろうと思う。なぜならば、事務局で整理していただいた資料を見ると、他市の基本条例では住民発議を認めていない条例もあるように見受けたものですから、そこは強調しておきたい。市長だけしか認めていない条例もあったように思いますが、私は当然住民発議は認めるべきだと思う。中身の2つ目ですが、首長なり議会の方にも条例上発議権の扱いをどうするかという議論をされている。考え方によれば、それは既に地方自治法上認められていることだから敢えて謳わなくてよいのではないかということもあろうかと思うが、執行部と議会との緊張感のある運営と、緊張感を持たせる意味では、明記しても差し支えないのではないかと思う。したがって、住民・議会・首長、この3者の発

議を認めてもよいのではないかと思う。ただ、議会については発議条件をどのように規定するかという議論はあろうかと思うが、地方自治法で定められているので、それ以上の規制を条例で謳わなくてもよいのではないかと判断している。

大きな3項目目ですが、大変問題のある投票資格者です。この内容は2つあります。1つは、自治基本条例の定義では市民が非常に幅広く捉えてあるので、1つの疑問は、住民投票にあたって、米子や兵庫県の浜坂や、いわゆる鳥取市以外に住所がありながら鳥取市に勤務している人にも投票を認めるのかどうかという議論が当然出てくると思う。その点だが、やはり、住民投票条例というのは、市政について非常に重大な、市民の生命・財産についての是非を、地域住民に問いかけ、地域住民が投票を通じて意思を表明する行為だと思うので、これはやはり、鳥取市に住所を有する市民という風に限定すべきではないかと思う。市内に勤務するのみの人には認められないのではないかなと思う。それから中身の2つ目ですが、永住外国人を入れてはどうかということです。インターネット等を拝見しますと、税金を納めている納税者ではないかということで、認めるべきではないかという議論もされていたが、やはり、納税というのは、鳥取市に住んでおられる外国人の方でも、例えば図書館や市民会館が利用できたり、ゴミの処理をしてもらえとか、要するに行政サイドからそういった諸々の生活上のサービスをしてもらっている対価というふうに考えるべきで、この納税しているから、住民税を納めているから、住民投票の資格者として認めるというのは少し視点が違うのではないか。むしろその議論を進めていけば、鉛筆やノートを買っている小中学生も市民の定義に含まれるので、子どもたちにも投票権を認めるのかという議論につながっていくのではないかと思う。それで少し行き過ぎではないかなという気がしまして。つまり、住民投票というのは実質的な参政権の問題ではないかと思う。やはり、条例でそこを整理しようとしても、条例では法令上の範囲を超えてのことは謳えないのではないかと思う。憲法でも、国の参政権等は国民に限るとなっていますし、公職選挙法、地方自治法でも、地方の首長なり議会は地域住民の投票によるということが保障されていますから、そこは上位の法令をみるときに、日本国民というところの体系があって、それはやはり、国政で謳われるところの範囲に限定されてくる。もっとも永住外国人の方が、法務大臣の許可を取って帰化をされれば日本国民になるわけですから。人権として捉えるのは視点が違ってくるのではないか。条例でもって、永住外国人の方も含めていくというのは、上位の法体系からみて困難ではないかと思う。平成7年に、国の参政権について永住外国人の方が起こされた訴訟がありまして、最高裁が判断なさったようですが、その判決でもやはり外国人の方には選挙権は及ばないという判例も示されております。平成22年には、地方議会の選挙権行使についての政府の見解も出ておりまして、そこでも日本国民に限るというふうに政府が閣議決定されております。そういうもろもろの判断をみれば、条例でただちに認めていくというのはなかなか困難ではないか。他の市町村で書き込んでおられる例も承知はしているが、鳥取市の場合は、認めるのは問題があるのではないかと思う。

4点目は選択の形態でしたが、二者択一は難しいということは観念的には分かりますし、第三番目のファクターがあるに越したことはないのですが、その第三のファクターを誰がどのような形で扱っていくのかなと、それは住民の方が第三のファクターを持って提案されればいいのですが。まあ観念的にはあってもいいと思う。何も二者択一に縛る必要はない。

5点目に投票の有効性ということを議論されたと思うが、やはり、住民投票として、住民の総意を把握するための行為だとすれば、50%以上でないといけないのかなと思う。仮に30%の投票で過半数の賛成があったとしてそれを可とするのかどうか、鳥取市で例えると、有権者

が約15万人だから4万5千人の方の投票があって、その過半数のかたの賛成があったからそれを市民の総意とは捉えにくいのではないかと、残りの7割の方の判断はどうなるのかということとなる。やはり50%以上くらいはないといけないかと思う。

次に投票結果の取り扱いですが、私はやはり議会との権能のバランス上、議会は市政についての最高の議決機関ですから、尊重ということだと思います。ただ、尊重となっても実際は拘束されていくのではないかと思う。なぜならば、議会の人たちも選挙で選ばれている人ですから、あるいは首長も選挙で選ばれていますので。いま国の方でも、第30次の地方制度調査会でこの点は議論されておりまして、議会との権力バランス上、直接請求における結果については、法的拘束力を持たせてはどうかという議論もされているようです。ただそういう法的拘束力を求めるということになると、どのような項目について、極めて重要な課題についてのみに限定していくべきだという議論もされているようです。そういった対象項目なり要件をどう整理していくかということによって引き続き地方制度調査会では議論されている動きもあるようです。まあしかし私は尊重でよいと思う。

最後に、請求に制限をかけるということがありました。これについては、制限を設けた方がよいと思う。請求を行使ないし主張する場合は、乱用を防ぐ意味で時効というのがあるわけですし、何年も前に済んだことを掘り返すことは問題ですので、2年がいいのか3年がいいのかよくわかりません。そこは皆さんに議論していただかなければいけません、あまり古い事まで遡っていく必要はなく、時効というのは制度上設けられた方がよいのではないかと思う。

時間をいただきましたが以上です。

(委員長)

前回の論議に参加されていないので、前回論議した項目についてのお考えを披瀝していただいた。今のご意見は議事録のなかに入れていただいて結構ではないかと思う。それで、今日のテーマにしている永住外国人だが、これについては前回に入れるとか入れないとかという結論を出しておりません。むしろ、住民投票をする際のテーマに応じて個別に検討した方がよいのではないかという感じのご意見がかなりあったのではないかなど、私自身は思っている。意見は両方ありました。入れるべきだというご意見と、そうではないというご意見です。一つの結論を出すという状態ではなかった。今回あらためてこの定義なりについて整理をして勉強をしようということにしました。冒頭で説明いただいたように委員からご意見が出ていますので、それについて感じられた点があればお話しいただけたらと思う。

(委員)

自治基本条例の市民の定義のなかに永住外国人は含まれるとお考えですか。

(委員)

定義には含まれると思う。やはり市内に在住している人ですから。したがって、例示すれば、パブリックコメントにも大いに参加してもらえばいいし、市の審議会の委員にもどんどん参画してもらえばいいと思う。

(委員)

では市民の定義には永住外国人は含まれると思われるけれども、投票資格者の範囲のなかに

は永住外国人は含まれないというご意見なのですね。

(委員)

それはやはり、投票というのは、私は実質的な参政権に結びつくのではないかという考え方を持っているものですから含めるべきではないと思う。

(委員)

いま話を伺っていても、前回の委員会のなかでの委員のお話を伺っていても、鳥取では永住外国人を投票資格者に含めるのは問題があるという結論がですね、どうして鳥取では問題があるのかというところが話を伺っていても具体的に理解することができないんです。投票資格者に含めたくないという結論ありきで、感情論的に発言されているようにしか聞こえないのです。

(委員)

繰り返しになりますが、市政に関することを条例で決めるから何を決めてもいいのかと、やはり条例で決めて市民の自治規範のもとにしようとしているのだから、関連する法令を超えることは書けないのではないかという基本的な考え方を私はしています。条例で罰則を謳うにしても、上位の法令の刑法なり民法なりいろいろ定められている関連事項の罰則規定を超えてのことは、それこそ法令違反の疑いが出てくるのではないかと思う。

(委員)

法令違反とはどういう違反ですか。

(委員)

条例自体が無効になるということです。それを適用しようとしても。条例で書くことができることと、条例に関連する上位の法令とのチェックがいるのではないかと。

(委員)

それはないです。

(委員)

それがまかり通るかどうかわからないけど。条例で決めれば何でもよいということではないと思う。他の基本条例を見れば、結構外国の方にも認めていて、例えば静岡では外国人労働者が多いということから、投票にあたっては含めている例もあるようだが、それは、裁判で争ってみなければわからないが、おそらく争った事例がまだないし、ないというのか、争いを提起するのは地方公共団体や住民だから、どの程度メリットがあるのか、それは争ってみなければわかりませんが、だから上位の参政権に関する我が国の法体系を整備するか、あるいは最高裁の判断がどうなっているのかと、外国人の参政権についてですね。あるいは政府の見解はどうかということまで整理すると、鳥取市の今回の基本条例の見直しの中で、入れ込むのは問題があるのではないかなという気がしているわけです。何も感情的なことではありません。

(委員)

住民投票というのは公職選挙ではないのです。このことをまず前提としていただきたい。公職選挙法というのは、政治的な権限を持つ公職者を選ぶものですから、国政、地方自治、そして議員選挙に適用されるものだとは私は認識している。

(委員)

委員は、公職選挙法そのものと言っているわけではなくて、参政権の一種だと言われている。政治参加の一種だと言われている。

(委員)

参政権と投票権を一緒にすること自体おかしいのでは。

(委員)

それはあなたがやっていることです。だから参政権と公職選挙法とは切り離して議論されているわけだから、それをひとつの自分の考えに当てはめて議論しても議論にならない。

(委員長)

そういうことも法的に明確な見解が最高裁の判決でも出ていれば別ですけど、現に自治体によっては基本条例のなかに明らかに外国人の参加を認めているところもかなりあるわけです。絶対多数ではないが。まあそういう現実も理解しなければいけない。前回の論議の中で市議会の話を出したのは、身近なところで、現に条例づくりのなかで、この問題も論議された、鳥取市議会の論議があるはずなので、どういう視点で今回の住民投票のなかに永住外国人が入らなかったのかという論議経過が知りたいなと思ってお願いしたんですけど、まあ必要であれば情報公開手続きをとって我々も勉強してみたいなという思いも強いのですが。

(委員)

最初に市庁舎の建設反対の人たちが作られた条例を見たのですが、議会に出す前にどのような条例案か見せてもらったのだが、そしたら、その段階で今言われている議論は外されていて、年齢条件も外れていたし、永住外国人の問題も外れていたし、とにかく公職選挙法だけに固まった条例案を市に出されたんです。それで、そこのメンバーの何人かに連絡して、本当に議論したのかと聞いたら、急ぐからそんな議論はしなかったという話をされていて、それでまあ曖昧な条例案になっていたが、もう提出したということで直しようもないし、それでその条例案は廃案になってしまった。次にごたごたしたというのが、自民党の議員もそのほかの議員についても、その次に持ち上がってきたのが、条例案は駄目にしたけど、3分の2条件というのがあったわけです。市庁舎を移転させるためには地方自治法上3分の2の議会の議決を取らなければならない。そこであわててまた議論を始めたわけです。それがこの前の住民投票ということで、そこでもあまり真剣に議論がされなかったように思う。

(委員長)

市議会でも、住民投票条例を検討する際に永住外国人を含めることの賛成者は10名くらいあ

ったのではないか。私の記憶違いかもしれないが。

(事務局)

若干審議の経過を伝え聞いていることがありますのでお話をさせていただきます。まず、住民投票条例案を検討する議会の会があって、その中では外国人の方は含まれてなかった。そちらの方が先行して各会派で合意をしてある程度固まっていた。それで、住民投票は急いでしないと有利な財源が活用できなくなる可能性が高いということで、急いでおられた。条例案も固まっていた。その中で、陳情書が出てきて、総務企画常任委員会で審議をなされたようです。いろいろ議論はされたようですが、そもそもこれはもともと提出されている外国人への参政権付与の陳情なのか、それともこのたびやろうとしている住民投票に向けての要望なのかというあたりも陳情書を出された方に確認をされたりしていたようですが、このたびの住民投票に対してのものだということを確認されたようです。ですが、既に本体の条例案が全会派で合意をして固まって、次に進まなければいけない状況の中で、あらためてこの陳情書の中身を審議するというになれば、さらに住民投票の実施時期が遅れてくることになるということがあって、審議する時間がないということと併せて、平成24年度は自治基本条例の見直しの年にもなっている。そちらでの議論を先行して議会が左右するような部分も出てくる。この2つの理由で、審議時間が足りないことと、自治基本条例の見直しに委ねるべきではないかという両方の理由で陳情書は不採択になったというふうなことは伺っております。

(委員)

その団体かどうかは不明だが、市議36人のうち30人の回答があったなかで、鳥取市民に永住外国人が含まれるかという質問に対しては、全員が含まれると回答しています。一方、永住外国人の住民投票権については、30人のうち11人が付与すべきと回答し、付与すべきでないと答えたのは6人、どちらとも言えないと答えた人が12人、無回答が1人という結論だったというふうに新聞に掲載されていました。

(事務局)

この記事については、議員個人にアンケート調査をされているので、市議会事務局として何も把握していないということでした。

(委員長)

ですから、議会としては永住外国人について、そんなに突っ込んだ議論はされていないということかな。議事録をとっても仕方ないかな。

(委員)

だから、議事録をとってもそれは出てこないの。県の県民参画条例上は、知事部局の原案は、議会に公職選挙法に載っている人だけを対象にするが、県議会の方で判断をいただきたいという言い方をしているので、それに対しては柔軟に判断しますということなので、県の条例は議会に下駄を預けた形になると思う。

(委員長)

委員会でこういう大きな問題の結論がはっきり出せるとは思っていない。

(委員)

何か新聞で拝見しますと、県の方も県民参画条例の(案)を議会に提案しているのか。

(委員)

この2月議会に条例案を出すようだ。

(委員)

県の永住外国人の部分は委員会の原案ですか。

(委員長)

委員会の意見書を受けて、県の知事部局の方が出しているのではないかと思う。

(委員)

委員会の原案通りですか。委員会での原案だったのかというのが知りたい。その辺をどのように議論されているのか。

(委員)

公職選挙法によるというのは委員会の原案だったと思う。

(委員)

では、住民投票に付すべき事項というか項目によって、議会の判断に任せるということですかね。

(委員長)

この問題は、前回もきちんとひとつに整理することは難しいというところで置いております。

(委員)

私は行政庁の行為というか、役所仕事でも、実質的な行政と、政策的なというか、参政権的な仕事というのが分かれると思う。したがって、ここにとらまえている前に、私は常設・非常設という議論をやっていて、非常設を主張している。それは、個別に事項を判断する必要があるのではないかということで、それが前提なので、そこの流れのなかの一部のみを切り取ってこれがおかしいと言われても答弁しようがない。

(委員)

どこの部分を言われているのですか。

(委員)

初めにしても次の事項にしてもです。

(委員長)

この論議に入った経緯は、常設にするか非常設にするかで意見が割れ、その結論を出すことができないから具体的な内容に入って論議して、お互いの理解を深めてみようかという進め方をしたものですから、一番根幹になる常設か非常設かというのは置いたままなんです。

(委員)

前回の議事録を心情的なお考えのない方が読まれたら皆さんこういうふうに思われると思いますが。

(委員)

個々の検討項目がありますが、私はやはり、基本的には常設型より個別の案件ごとに投票資格者を決めていかないと、なかなか項目の内容が、まあ例えば、将来市政を担うような若い人たちにも影響するようなことがあれば、何も公職選挙法で定められている20歳にこだわることなく、年齢的なものはやはり弾力的に考えていかなければならないことも出てくるかもしれないと思う。そういう意味で、私は常設型で決めてしまうのではなくして、個別型というか、案件ごとに、そのなかで資格内容も、項目に該当した範囲が救えるように判断した方がいいのではないかということをも基本的には持っていると思うので、こここの土台があってこういう資格者を何だか無制限にするものではないかと思っているので、常設型で何でもいっちゃいと考えていくほどの、そういう公職選挙法に結びつけなければいけないことがあるのかなと、そこが基本的なところを持っているので、やはり個別型で資格者などについては判断していけばいいのではないかと思う。

(委員長)

個別の項目を取ればいろいろ意見があり、特に対立しているのが、いちばん大卒の常設にするか個別型にするかである。それで、常設にする場合の具体的な中身が7項目くらいありました。そのなかでいちばん意見が分かれているのがこの永住外国人の問題である。だから、個別型にすれば、もう住民投票を実施する具体的な条件というのは、大切な部分は議会あるいは執行部の判断に投げることになるわけで、ですからその論議はここではしなくてもいいわけです。しかし、常設型にするとそこら辺をどのように明確にしていくのかということが論議の中心になるということで、そこら辺の悩みを持っているわけです。

(委員)

どうしても、イメージが常設型になると、一定の要件さえあれば議会の議決なしでもただちに投票行為になるということだが、そういうふうにも判断が構えて言うほど、住民投票に馴染む項目がそう頻繁にあれば別だが、あり得るのかなということも思いまして、今回の市庁舎の移転問題や現在地での改修問題がありましたけど、一番端的な例は執行部と議会との意見がまとまりませんということがあり得ると思うが、そんなケースはないのではないかと思います。予算執行でも対立したということも承知しておりませんし、項目の性格を見て、未成年の方でも関わるようなことであればそこまで投票資格者を広げてくるなど、柔軟に対応していけばいいのではないかと思う。問題はそこの仕組みのところですが。

(委員長)

これまで整理していただいた資料を含めて、永住外国人を投票資格者に入れるか入れないか、その判断の一番の原点になる考え方とは何でしょうか。

これは、参政権の問題だというご意見もあるし、一方では、入れてもよいのではないかというのは法的な根拠が明確なわけではないが、いわゆる今鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、こういう方々も当然参加していただくという視点に立てば、法の理屈はどうあれ、同じ目線でご意見をいただいてもよいのではないかという気もするわけなので、そこに悩みを持っているわけだが。

(委員)

市民と市民権というのがあるじゃないですか。さきほどもあったように、まちづくりと一緒にしていき、盛り上げていき、楽しいまちにしましょうという意味での市民という考え方なら、外国人の方も市民として受け入れられると思う。ただ、市民権、権利という点になったら、そんな簡単に受け入れられるのでしょうか。私はその辺が納得できないなというところがある。

(委員)

今のお考えに対して、私自身の個人的な私見を申し上げますけれども、例えば、まちづくりに対しての様々な参加、意見の表出は認められるし、どんどん出してほしいと、現にいろんな形で発言している人もいますので、それはいいと。一方で、住民投票に関しては、これは参政権の問題だから、あなたにはその権限を付与しませんよといったことを、外国人の立場から見たら、それは理屈は通らないんですね。外国人からすれば、なぜそこで自分をメンバーシップ、仲間だと認めてくれないのか、本当に自分を仲間と認めてくれるのであれば。

(委員)

よくわからないが、では日本の国籍を取ることはできないのか。

(委員)

国籍は、本人の自己統一性、アイデンティティーの根本の問題ですから、それは、日本国という国への帰属ということになりますよね。そこと地域への帰属ということは同列では考えるべきではないと思うんですよね。住民投票の問題も、参政権が確かに影響を与えますけど、明確な参政権では決してないはずなんです。不完全なる参政権なんです。どこまでその効力を持たせるのかというところで、一定の線引きがあるわけです。法的拘束力を持たせるという議論もありますけど、私はそこまでを求めるものではないのではないかという考え方を持っているのですが、その代わりに、メンバーシップ、仲間であるという要件を広く認めていた方がよいのではないかという考えを持っている。それというのも、市レベルよりもっと小さなレベル、例えば自治会のレベルで外国人の方がいらっしゃっても意思決定はみんなで行って行くじゃないですか。小学校区レベルでもそうですよね。では、なぜそれが市レベルではいけないのかという問題なんですよ。やはりそこがまちづくりを誰と一緒に議論したいのかということなんですよ。その時に、やはり、市政の重要な決定事項に関する住民投票においてもみんな考えて答えを出していこうよ、ただし、それは尊重されるべきものではあるけれども、けして市政に直接影響を与えるものではないという切り分けをしておくのが、私個人としての考え方です。

(委員)

今のお話ですけれど、住民投票の結果の拘束力というか扱いをどうするのか。ただ尊重であるからして、尊重でいいから外国人の方に地域住民として投票を認めてもいいのではないかと、というのは少しそれは違うのではないかと思う。やはり尊重と言っても実質的に議会や首長は拘束されるのではないか。なぜならば、彼らは選挙で選ばれているから、やはり拘束されるのではないかと思う。そうなってくると私はやはり投票というよりは、私はどうしても地域住民として意見を反映させるというのはどうも、選挙ということで、これは投票する側ではなくて被選挙権も含めてのことですが、どうしても参政権というその判断があり、そこをどうしたら飛び越えられるか。そこは無理なのでなかろうか。上位のもろもろの憲法なり地方自治法なりをね。尊重と言っても拘束されるのではないでしょう。

現に市庁舎の問題でも市長は移転ということを撤回していますから。

(委員)

仮に市民が相当な逸脱的な判断をした場合には、それこそ議会がチェックをして、それは駄目だと言うべきだと私は思う。何でもかんでも住民投票で決めたことを議会が尊重して守らなければならないという論議の方がおかしいと思う。

(委員)

国の方では住民投票の結果の拘束力をどう判断するかを議論されているんです。第30次地方制度調査会でね。その中で、特に住民にとって重要な事項と思われるようなことは、法的拘束力を持たした方が、議会である間接民主制といいますか、それとのバランス上有効なのではないかという議論がされている。ただ、何でもかんでも法的拘束力を認めることになると、議会の最高議決機関としての性格上問題があるので、対象項目なり要件をもっと議論を進めていきたいと思いますという流れになっている。例としてあがっているのは、大規模な公的施設を造る場合とか、あるいは市町村の存廃、合併の問題ですね。執行部と議会の対立とかね。その辺に限定すべきなのではないかという議論がされていますけど。拘束力を持たすということは、有効とは認められるけど、議会の議決機能とのバランスからみて問題があるので、もっともっと議論を進めましょうということが総務省の方で進めておられることを承知していますからね。だから、鳥取市ではどう扱うのかということだが、一つの考え方とその流れがあるのかなと思う。

(委員長)

公職選挙法で永住外国人が除外されているのは、その根拠は日本人でないからということですか。

(委員)

日本国憲法のなかに「国民」ということが規定されていて、その条件は国籍法で定められていますので、そこから引用されている。

(委員長)

だから、その限りでは根拠がはっきりしているわけですね。

(委員)

ただ、国政に対する永住外国人の参政権について平成7年に争われた最高裁の判決をみても、判決としては、外国人には及ばないものと判断されるとなっています。そこでの判決の結果ですが、ある裁判官の少数意見では、やはり認められるのではないかという意見を示された裁判官もおられたようです。

(委員)

それはでも国政選挙のことですよ。

(委員)

私が申し上げたいのは、条例で、公職選挙法等の規制がないから何でも決めていいということにはならないのではないかと、条例でそのところを決めるにしても、関連する上位の法令を超えてまでは書けないのではないかと。

(委員)

それは違うと思う。

(委員)

だから、参政権に関する上位の法令である、憲法であれ地方自治法であれ公職選挙法であれ、そういった体系整備というか、法律の方が追い付いていないのではないかと。永住外国人の参政権ということまで認められていないのではないのですか。それにもかかわらず、そのところを条例で書き込めるのですかねということも言いたかったのです。他の市町村で書いている事例はあるようですが。ただまあ、裁判所で争ってみなければ有効かどうかということも分かりませんが。

(委員)

ごちゃごちゃになっていませんか。

(委員)

まず、地方レベルの住民投票に、外国人が含まれることが、法律や憲法に違反することは全くないです。それはあくまでも考え方だと思う。まちづくりの理念なんですよ。まちづくりのメンバーシップをどう考えるかに尽きると思う。国政の場合は、私自身の考え方としても、国籍要項を咬ませなければいけないということはその通りだと思っている。ただし、地方に関してはまた違う次元の話になっていって、国政の論理を地方にそのまま当てはめるというのは、それはまた議論としては違ったものになるのではないかなと思う。

(委員)

では、条例では上位であろうと法令の範囲を超えて書いてもそれは適法になるということですか。

(委員)

もちろんそうです。例えば、国政にできないことを地方が補完するという役割を持っていますので、国にできないからこそ地方でそれを認めていこうということが十分に可能です。だからこそ、外国人を含めようという住民投票条例ができています。

(委員)

これは私も知り合いの方にお聞きして、それでここに意見を書いたのですか、それは、そういった議論にはならないと聞いています。

(委員)

それは裁判で争ってみないとわかりません。そこは。

(委員長)

それはそれぞれの理論理屈いろいろあるんですが、現実には両方あるということなので。

(委員)

国の政策に関して地域住民が意見をすることではないので、これは本当に地域の問題を地域が考えるという住民投票に関しての問題であって、まったく違う話ではないかなと思う。

(委員)

私は基本的にはまちづくりの視点で住民投票は考えるべきだろうなと思っている。恐れがあるとされている委員の、こういう不安があるとか、基本的なものを超えてということは、資料のなかにもありましたし、あとは考え方だということになってくると、何が外国人の人たちを投票の対象とすることによって、何が不安というか、いけないこととして想定されるのかということがよくわからない。正直想像ができない。例えば、さきほど3つほど言われたことについては、外国人の方たちが投票されても構わない内容ではないのかなというふうには思ったのですが、両方の意見が対立していて、でも結論を出さなければいけないということになると、私が言うのも変だけど、常設にするということは現実的には委員会としては無理なのかなと思う。私自身としては、外国人を入れてもいいのではないのかと思っていますけど、みなさんが一致しない限り、賛成多数の問題ではないと思うので、何が投票に入れた場合いけないこととしてあるのかを、もう一度整理して教えていただくと少し納得できるのかなと思う。

(委員)

私が非常設型を取るというのは、いわゆる行政の仕事でも、事実的な仕事と、政治的な仕事とあると思うので、それを分けて考える。そうするとそこに絡む住民投票というものが発生した場合に、例えば今回の市庁舎のように建物を建てるような場合と、国政に関わる地方の問題というのはあると思う。そうすると、そちらについてはやはり公職選挙法なりいわゆる政治的な国の方針・方向付けをするような問題というのが出てくると思うので、そうするとやはり、非常設にして個別に議論をして、そこで投票資格者とかその他もろもろのことを議論して決めていくべきだというのが私の意見です。だから、住民から出される投票対象事項が、すべて同じ性質のものだという考え方はとっていないので。

(委員長)

住民投票の対象となる課題によって扱いも変わってくるということは当初からご意見を伺っておりますから。したがって、個別型を主張の立場をとられている。

(委員)

それで毎回投票の範囲も変える可能性があるということですか。

(委員)

そうです。

(委員)

そちらの方が分かりづらくないですか。

(委員)

だからむしろ、地方自治法の直接請求的な形になるから、請求の側は50分の1かな。この人たちが作ってこられたものについて、議会で議論を行うことになる。常設型の方がもしここで決められてしまったら、おそらく6分の1くらいで考えられると思うのだけれど、6分の1の請求があればそれでそのまま住民投票の実施になってしまい、この資格者の問題について議論のしようがなくなってしまうんですね。それでいいのかという問題が出てくるわけです。もうひとつは、それが現在の市議会の構成を考えてみたら、その個人の理念の問題と、それからもう少し広い目を見た状況の問題というものを考えないといけないのではないかと。

(委員)

私は基本的に、常設でかつ外国人も認めるべきだという考えですが、常設の場合は6分の1、あるいはもう少し高めてもいいのではないと思うが、おそらく6分の1の条件をクリアするような住民投票というのは、相当な問題だと思います。でも安易に住民投票にかけて、民意を政治に対して反対している意思表示をしようと思っても、おそらくできないと思う。住民がよほどこれはみんなで議論して、まちづくりの声を行政に届けようと思わないと、住民発議として6分の1を超えることはあり得ないと思うので、それは、安易に特定の政治勢力が煽って何か企んでやっていこうというような使われ方は非常に難しいだろうと、かつ、その都度外国人を含めるか含めないかっていうのは、先ほど申し上げたように、外国人の立場からすれば、いったい自分は何者なのかと、この地域に住んで地域に貢献していて、でもメンバーシップとしてやっぱり認めてもらえないのかという思いが非常に強く残らざるを得ないと思うが、委員はどう思われるのか。

(委員)

私は国籍というものを前提にものを考えるので、やはり地域における高度な政治的な問題であれば、日本国民というものが前面に出てくると思う。そういう認識です。

(委員)

そうでしょうか。それはもう過去の認識だと私は思います。これからは地域主権ということが言われますよね。むしろ国籍よりもそこに住んでいるメンバー、ステークホルダーという言い方をしますけど、ステークホルダー同士で、この地域をどう創り上げていくのか、自分の住む環境をどうよくしていくのかという議論が、これからは大事なのではないのでしょうか。

(委員)

ですから、私はその逆で、やはり地域主権が強くなればなるほど、国籍というか日本国民というものを大切にしていきたいという気持ちがあるわけです。だから、議論としては真っ向から対立すると思う。

(委員長)

この問題はやはり一つに意見を合わせるのは難しい状況なので、これはずっと続くだろうと思う。

(委員)

委員長のご意見はどうか。

(委員長)

私は、先ほども少し触れましたが、鳥取市の自治基本条例の趣旨からいって、まちづくりというのは先ほど申し上げたように、住民でなくたくさんの人を含めてという考えで、まちづくりというのはそこに住む、そこで暮らす、いろんな人が知恵を出して、協力し合って、安全・安心なまちづくりをするというのが原点だと思っているので、永住外国人の問題というのもそういう視点から考えると、やはり資格者として当然入れてもいいのではないかということ私は思っている。しかし、私がそれを言ってしまうとまとまらなくなるので。

(委員)

先ほどの委員の話に戻るのですが、こういう検討項目について、皆さんの意見が一致していけるのならそれがパーフェクトだと思う。そういう案を答申していけばよい。だが、やはり多数決でこの項目を決めるものではないと思う。まあ、多数の意見はこうであった。あるいはこういう意見もあった。こういうメリットもデメリットもある。そういう整理の仕方をしていないと、なかなかまだいくつかの検討課題があるわけで、前に進んでいけないのではないかと思う。何回繰り返しても同じ主張の繰り返しばかりになるので、それはそれで、こういう意見があったということの整理でまとめればいいのではないか。

(委員長)

まあ時間をかけてきているのですが、ひとつのまとめ、検討素材として、いわゆる発議権については、市民と首長と議会、この3者に認めればよいのではないかという方向付けはいただいたと思っていますが、そのうえで、市民の場合に、発議する条件として、率は考えればいいことだが、例えば6分の1で発議されたものは住民投票しなければいけないと、こういう方向付けをしてはどうか。ただその中身については、首長なり議会でそれにふさわしい条例を検討しなさいよという形で提案するというのもひとつの方法かなという思いも少しある

のですが、非常に消極的なことなのですが、この論議をまとめるひとつの方法として、まあそういうこともあるのではないかなと思う。何かまとめ方について皆さんの知恵を借りて、この委員会としてどういうふうにまとめたらいいのかなということ、この場でなしに、少なくとも次回くらいにはご意見をいただいて、この報告ができればありがたいと思う。

(委員)

常設・非常設という結論は出せないですか。

(委員長)

出せれないかと。例えば、6分の1以上の請求があれば、これは住民投票やりますよと、やらなければいけないと、ただその住民投票条例は、請求者が全部決めるのではなくて、ある程度権威をもった執行部が議会に提案して、議会で十分論議して、その目的に合うような条例を作りなさいよというような投げかけは駄目なのかな。

(委員)

事務局に聞きますが、市当局としては、この委員会での意見というのはあくまでも諮問だから、一本に絞る必要があるということではないでしょ。

(事務局)

あくまで、まとめていただいた内容で答申をいただき、それを受けて、市長があらためて検討することになると思うので、明確であれば明確になったものに基づいて検討することになると思いますし、併記されたものであれば受け止めて、検討は検討ですということかなと思う。諮問そのものが見直しの要否について諮問させていただいておりますので、具体的にこのこととこのことについてということになっておりませんので。

(委員)

県の方は、審議会でやったのとまったく反対の原案を作っていますよね。ああいうこともあるので。

(委員)

具体的には前回からこうして住民投票条例の内容について、前後6から7点のポイントがあがっているわけですが、今言いましたように、失礼ですけど、委員のみなさんでまとまる部分はまとめて全会一致でパーフェクトなものはその報告してもよいが、意見が割れる部分については、私は多数決で決めるべきものではないとっていて、両論併記があつて然るべきだと思っているので、次回あたりは、どうでしょうか、この6から7点について集約して、まとめる部分はまとめる。あるいは意見が割れている部分については、両論併記になる部分があつても、そこら辺の整理をしてはどうか。これは、ある団体からも意見書とか要望書も出されていますので、関係の団体にですね、例えば自治連合会だとかに意見を聞くような、そういうステップに入って行ったらどうですか。

(委員長)

三月末までということを展開すれば、もうある程度まとめの段階に入らなければいけない時期にもなりますのでね。まあまとめ方の問題として、意見が一致できない部分は出た意見を整理をして併記をするという形、それが事実をまとめるということになる。まとめればいちばんいいのだが。この住民投票について7項目論議してきましたが、住民投票でいちばん大事な常設にするか個別にするかという論議が分かれているわけなので、7項目をすべて挙げてあまり意味がないことになり兼ねないので、そのまとめ方が難しいのかなと思う。

(委員)

そのところは、意見が一本に集約できなければ、常設型にすればこういう問題点を整理していかれたと、対象項目の有効性ということで、こういう例示を挙げた方がいいなど、あるいはポジティブスタイルであればこういう例示を挙げた方がいいとか、でもやはり書ききれないところがあれば、適当でないと認められることとか、適当と認められないことというふうに提案されたと。あるいは、常設型・非常設型であれば、メリット・デメリットはこういう点がある。まあこういうふうな意見が交わされたというふうな整理の仕方でもいいのではないかな。ちょっと今までの経過をみると一本化というのは皆さんの意見がまとまらないと思うので、両論併記で、メリット・デメリットで整理したところで、あるいはそれを踏まえうえて関係団体の意見も聴取していくというステップでいかがかと思いますが。そこあたりの意見を入れてまとめていくしかないのではないかな。

(委員長)

好み好まざると言わずそうせざるを得ない状況がある。なかなか意見が一致しない問題がありますので。ただ、今までの論議を整理をして、市長が判断をしてもらうという形にはなっている。

(委員)

委員のお考えを今まで伺ったことがないのですがいかがですか。

(委員)

基本的に定住外国人はクリアした前提の話だと思う。今の話を伺っていると。永住外国人は含めるのかというお話ですよ。常設型で永住外国人まで入れるということになると、かなり反発がありそうな気がするんですね。常設でいくのであれば、公選法の資格に則ってされるほうが無難ではないかと正直思う。

(委員)

落とし所というよりも、委員のお考えをお聞きしたい。

(委員)

永住外国人も含めるべきであるとの意見に与したいところですが、鳥取県の現実の雰囲気からすると現時点で永住外国人も含むということは反発は必至で常設型の実現も危うくなりかねない。常設型にするかどうかについては、結論としては時期尚早であると思います。今回の住民投票は残念ながら成功したとは言いがたいものがある。今回残念ながら失敗してしまっただけ

で制度そのものの問題ではないのかもしれないが、反省研究することなく制度ばかり前倒しして作るというのはいかがなものかと思う。この問題は地方自治法改正とも絡む問題ですが、地方自治法改正の話はその後どうなったのか。

(委員)

片山総務大臣のときにその話が出てきたものだから、その様子を見ていたということもあったんです。大臣が変わってしまったら立ち消えになってしまった。片山さんはチラッとその話をしていし、鳥取市の住民投票についても彼なりのコメントをしていましたからね。

(委員)

法律が変わるのにこれに反するかもしれない条例を作るのはいかがなものか、という意見が当時ありました。外国人の地方参政権は法律の範囲内で実現するものと考えれば法律がどうなるのかということを考えておく必要がある。ただ、常設型を盛り込む機運が高まっていることも確かではある。

(委員)

少し委員にお尋ねしたいのですが、この外国人の住民投票の資格の付与をどう考えるのかという点からなのですが、地方地域のまちづくりの観点からいけば、条例では、ひとつの制度を整備すれば、極端に言えば、何を盛り込んでも、どう謳ってもいいのではないかという議論もあるんですが、どうなのでしょう。私は、条例でその規定する場合に、その関連する性格の関連法令との兼ね合いからみて、関連法令を超えることを条例で書き込むことが有効なのかどうかということをお尋ねしたい。というのが、私の意見は、いかにまちづくりを推進するための条例のなかにその住民投票条例の資格者を書き込むとしても、この住民投票、行政参画ではなくて、投票という行為は、どうも実質的な参政権に関わってくる問題ではないかと思っております、そこが私の原点になっている。そうしてくると、参政権の扱いを憲法であれ地方自治法であれ、公職選挙法でどう判断しているのかなと、上位の法令はそこをどう判断しているのかと思うと、まあやはり日本国民に限ると、特に公職選挙法でも地方公共団体の長なり議員は、国籍を有する地域住民だとされており、それを超えることを認めるようなことを条例で書き込んだとしてもそれが有効なのかどうか、何だろうかなと、上位の関連法令を超えることを設けることが可能というか有効なのかと思っております、そこをお尋ねしたい。

(委員)

憲法では法律の範囲内で条例を制定することになっておりますので、法律の範囲内なのかどうか問題となります。最高裁判所は、目的効果基準という判断基準を採用しておりますが、この判断基準自体あいまいでして現場で法律の範囲内なのか容易に判断できないというのが実情ではないかと思っております。最近では地域のことは地域で決める、国が口出しすべきではないという考え方が前面に出てきており、その表れが住民投票だと思います。この流れはいい流れだと思いますし、将来的に鳥取市民が自らの判断で外国人の投票権を認めることも大いに結構なことだし理にかなっていると思います。しかし、現時点での市民全体の雰囲気があるような状況かという不安が残ります。また、参政権との関係でいえば、首長選挙ともなれば政策による選挙になっているわけで、その意味で住民投票の結果が首長選挙に重大な影響を及ぼすことは

避けられず、住民投票も参政権の一種という捉え方をすべきではないかと思われまますので公職選挙法の考え方を無視できないと思われまます。

(委員長)

まとめ方で先ほど申し上げた内容は撤回いたします。とにかく、論議された内容によって、両論あればその両論でまとめて答申すればよいと、基本的にはそれで進めたいというふうに思う。この問題は今日は置いておきまして、危機管理の項目の扱いをどうするかということの方向付けについてもご意見をいただきたい。危機管理を条例にあげている事例というのも前回の資料でいただいております。内容もいただいております。鳥取市の現状も説明を受けました。今日の社会情勢では、今日は阪神大震災の18周年、あるいは東日本大震災の2年目というような状況のなかで、社会的にも危機管理というものが非常に大切にされている社会情勢になっている。基本的には、具体的な中身を入れるというよりも、こういう危機管理ということの基本条例の中に謳っておく必要があるということで、対策がないというわけではないのですが、これを明確に定めておくという趣旨だと思う。これについては特に異論はないのではないかと思います。

(委員)

これは私が防災会議の委員もやっているものですから、防災関係のところもたたいて、やはりこれからの防災というか、危機管理というのは、一義的には市なり町村の義務だと思うが、ただ、これは三原則あって、自助・共助・公助、そういうものを基本条例の条文のなかに入れておけば、自治基本条例の中身としてはいいのではないかと、自分たちもそういう自分たちの立場からやらなければならないし、近隣社会でもお互いに助け合い、それから公助として市というのは住民の生命財産を守る義務もあるということですね。あとの条文化は、この流れに合うように、構成の方で作ってもらえばいい。

(委員長)

基本的な理念を入れておくということですね。これについてはよろしいですね。そういう方向で素案を作って皆さんにお諮りするということで。それで、今回は最終的な自治基本条例については、まだ、課題として出ている項目で検討していないものがあるかもしれませんが、主要なものからいこうということで進めましたので、課題として出ているが触れていない項目についてもざっと皆さんで論議してもらって、最終的に出る論議が済むような形で一応進めたいと思っている。その上で、まとめ方について今日確認していただいたような方向で、これまでに出了た意見をまとめて、これがすぐというわけにはいきませんから、2月の委員会くらいにその素案を提出して、皆さんのご意見をお聞きするというような形に持っていけたらどうかと思っています。これから触れてもらいますが、報告書の扱いもありますので、この2つを次回ということにしていきたい。一応、自治基本条例の絡みはここで少し今日の論議は終息させまして、次の報告書についての構想と言いますか、考え方を事務局から提案していただけますか。

(事務局)

委員会意見書について説明

(委員長)

だいたい考え方を11から13ページに整理してもらっている。これについて何か気がつかったことがありましたらご意見をください。あるいはこういう項目を入れたらどうなのかということでもありませんか。11ページの主な内容、たたき台ということで①～⑦までであるが、このなかで、基本条例の見直しを振り返ってとか何かそういう項目を入れて、この論議過程についての委員の皆さんのお考え、感じたことを整理してみてもらうというのが必要なという気がする。それから、自治基本条例の効果的な広報実施というのはこれは永遠の命題なんです。これが挙げなければいけないでしょうか。これについて論議しましたか。

協働のまちづくりの取り組みのレクチャーはやりましたのでそれは感じられたことを書けばいいのではないかな。あとは実際にやったこと、あるいは説明を受けた内容ではないのかなと思う。(2)の主な調査・審議事項等の協議テーマについてということで、自治基本条例の見直しについての審議というのは、審議の概要か何かをずっとまとめるわけですか。

(事務局)

概要をまとめるものです。

(委員)

(2)の⑤は、職員研修等と書いてあるが、これは委員研修の間違いではないか。

(事務局)

自治基本条例に基づいて、市職員に対しての研修を実施しておりますので、昨年委員の皆様がまとめられた報告書である参考資料2のなかでも21、22ページになりますが、市職員の研修についてということで、コミュニティ支援チームの研修を載せていたりしますので、そこに職員研修と記載しております。

(委員)

活動表彰で推薦された団体について表彰できるかどうかというのがありましたが、あれも少し条件というか、審査基準というか、そういったものを明確にした方がいいのかなと思う。今年度採択されたなった団体がいくつかあったのだが、そのあたりも次の委員会に引き継ぐのではなくて、明確にした方がいいのではないかというのを強く感じました。

(委員長)

委員会として明確にしようという論議をしたのかどうかということになるのだけれども、そういうご意見を出していただきたい。今のままでは少し不明確な面が多いということで、ここを具体的に改善するということがあればいいのですが。

(委員)

例えば、特定の地域だけに貢献したものは外すだとか、そういう要件を作った方がいいのではないかと感じました。

(委員長)

そういう意見を自由に出してください。

(委員)

あと、まちづくりフォーラムについてですが、この会から私が代表して実行委員会に行かせていただいたのですが、その後この委員会でこのフォーラムがどうだったのかという報告もさせていただく機会がなくて、当日は私も別のフォーラムが既に入っていましたので、当日の参加も結局できなかったのですが、代表として行かせてもらいながら、その代表としての任務が果たせていなかったのが非常に申し訳なかったのですが、このフォーラムに自治推進委員会が今後どのように関わって行くのかということも、もう一度再考した方がいいのかなと思う。委員長は来られたんですよね。

(委員長)

私も参加して傍聴していたのだが、何かいまひとつ身近な問題として自分で捕らえきれていなかったなという気がして、ああいう参画の仕方でもいいのかなという気が少しした。

(委員)

でも今年度初めてフォーラムと一緒にしたわけですが、運営に関してもこの自治推進委員会から、やはり何らかの考えを示す必要があるのかなと思った。再考した方がよいのではないかという気がした。

(委員長)

まあその関わり方がどっぷり入れれば前と同じになってしまうので。何か思いがあれば意見を出してください。だいたいこういう項目についてご意見をいただいて、それに基づいて報告書をまとめていくという段取りにしたいと思う。ご協力をお願いします。委員会以外でご足労をかけて申し訳ないが。あとは、日程の関係ですが、25日については既にお知らせしておりますので、まとめの重要な段階に来ておりますので、できるだけ万難を排してご出席いただければありがたいと思う。これはお願いします。あと事務局の方で残った議題はあるか。

(事務局)

ございません。2月の日程をまた確認させていただければと思う。

(委員長)

2月の日程も事務局の方で検討されているようなので、ある程度の日程を前もって設定をしてください。変更になってもいいので。

(事務局)

日程を記載した調査票を各委員に送付させていただくのでご回答ください。

(委員)

定例議会はいつから始まるのか。

(事務局)

2月22日が開会の予定です。2月に2回程度は開催できればと考えています。

(委員)

2月の議会が始まる前にこなしておいてはどうか。また、委員長と日程調整をして決めてください。

(委員長)

いろいろなご意見をいただいて非常にありがたかった。まとめの段階に入るので、皆さんにも協力をお願いする。今日は大変御苦労さまでした。

5 閉会 17:10